

茨木市立郡小学校PTA規約

(名称)

第1条 本会は茨木市立郡小学校PTAと称し、本会および事務局は茨木市立郡小学校内に置く。

(目的)

第2条 本会は保護者と教職員が協力して、学校と家庭・地域における児童の福祉と心身の健全な発達をはかるとともに、民主的教育を推進することを目的とする。

(方針)

第3条 本会は教育を本旨とする民主的団体として、次のとおりの方針で活動する。

1. 本会は、営利的・政治的・宗教的色彩をもつものではなく、他のいかなる団体の干渉も受けない。
2. 本会は、この会の目的を果たすため、茨木市内（必要に応じて府・全国）の同じ団体または目的を同じくする団体と協力することができる。
3. 本会は学校の教育活動を助けるために協力するが、学校の管理運営や教職員の人事に干渉しない。

(会員)

第4条 本会の会員は、学校に在籍する児童の保護者および府費負担職員とする。学校長は役員にはなれないが、職責上各種の会合に出席して意見を述べることができる。

(会計)

第5条 本会の経費は会費及び寄付金等をもって支弁する。
第6条 会費は月額1口150円とする。
第7条 本会の資産は、第2条の目的達成のため以外にはこれを使ってはならない。
第8条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日とする。
第9条 本会の会計書類は5年保存とする。

(役員)

第10条 本会の役員は、次のとおりである。

1. 会長 1名 保護者
2. 副会長 2名以上 保護者
3. 書記 2名 教職員・保護者 各1名
4. 会計 2名 教職員・保護者 各1名

第11条 役員任期は1年として4月1日に就任する。ただし、再任を妨げない。
第12条 役員に欠員が生じた場合、総会に諮りこれを補充する。ただし、任期は残余期間とする。
第13条 本会の役員任期は次のとおりとする。

1. 会長は、本会を代表し会務を統轄する。常任委員会の委員長・副委員長・委員は会長が委嘱する。総会・運営委員会を招集する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時は代理をつとめる。
3. 書記は、すべての会合ならび活動状況を記録し、各会合の通知連絡をする。
4. 会計は、本会の財産を管理し、金銭の収入支出をすべて正確に記録保管し、年2回総会に収支を報告し、年度末決算においては監査を経て決算報告をする。

(会計監査)

- 第14条 本会の会計を監査するため、2名の会計監査を置く。
第15条 会計監査は、一般会員の中から互選によって選出する。
第16条 会計監査の任期は1ヵ年として4月1日に就任する。ただし、再任を妨げない。
第17条 会計監査は、役員・常任委員を兼ねることができない。

(常任委員会)

- 第18条 本会は第2条の目的を果たすため次の常任委員会を設け、その任務は次のとおりである。
1. 地区委員会
通学路の要点監視や危険箇所点検等を行い、地域の方々や諸団体と協力し、地域環境浄化を図る。また緊急時の連絡・誘導等に協力する。また、学校内外で会員および児童が行う活動に運営協力する。
(要点監視・危険箇所点検・飛び出し人形の維持管理・活動サポート等)
 2. 家庭教育学級委員会
講演会や学習会等を開催し、学校教育、社会教育の基盤となる家庭教育に貢献する。また児童の健全育成の基盤である家庭の役割を再認識できる成人教育の場を提供する。
(講演会・講習会・見学会等)

- 第19条 各常任委員会に委員長・副委員長・委員を置く。
第20条 常任委員は1人で2つ以上を兼ねることはできない。

(運営委員会)

- 第21条 運営委員会は、本会の役員及び各常任委員会の委員長・副委員長をもって構成する。
第22条 運営委員会の任務は次のとおりとする。
1. 各種委員会により立案された事業計画を審議検討する。
 2. 総会に提出する報告書を作成する。
 3. 必要のある場合には、特別委員会を設ける。
 4. その他、規約ならびに総会の決議に従って本会の事業を処理する。
 5. 運営委員会は関係ある者の出席を求め意見を聞くことができる。
- 第23条 運営委員会の例会は毎月1回開くことを原則とする。
第24条 運営委員会の例会の決議は、出席者過半数の同意を必要とする。

- 第25条 常任委員会および特別委員会は、いかなる事業計画についても運営委員会に報告しなくてはならない。

(特別委員会)

- 第26条 特別委員会は運営委員会の承認を得て、会長が委嘱した委員をもって編成し、特定の目的を果たすために置く。その任務が終われば自動的に解散する。

(総会並びに諸会合)

- 第27条 総会は全会員をもって構成され、本会最高の議決機関である。
第28条 総会の定足数は会員の3分の1(委任状を含む)とする。議決は出席者過半数の同意を必要とする。ただし、本規約の改正は第40条に定める。
第29条 運営委員会が必要と認めた場合、又は会員の3分の1以上の要求があった場合は、会長は臨時総会を招集する。

第 30 条 総会は年 2 回開くことを原則とする。

第 31 条 次の事項は、総会において議決をうけなければならない。

1. 事業計画および会計予算
2. 事業報告、決算報告および会計監査報告
3. 役員、会計監査の選任
4. 規約の改正
5. その他重要な事項

第 32 条 地区別等諸会合は、各地区会員の同意によって随時開くことができる。

(指名委員会)

第 33 条 役員の選出を行うときは、指名委員会を設ける。

第 34 条 指名委員会は、一般会員 4 名以上と教職員の 2 者で構成する。

第 35 条 委員長・副委員長各 1 名は、委員の中から互選によって選出する。

第 36 条 定数以上の立候補者がいる場合、指名委員会で協議を行い指名する。

第 37 条 指名委員会は、各候補者を選出の日の 5 日前までに全会員に通告する。

(個人情報取り扱い)

第 38 条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取り扱いや利用、管理については、「個人情報取扱規則」に定め、適正に運用するものとする。

(規則)

第 39 条 本会の運営に関し、必要な規則はこの規約に反しない限りにおいて、運営委員会の議決を経て定める。

(改正)

第 40 条 本規約は総会において出席者の 3 分の 2 以上の賛成により改正することができる。

附則

昭和 50 年 6 月 23 日から実施する

昭和 51 年 5 月 18 日一部改正

昭和 52 年 5 月 19 日一部改正

平成元年 3 月 11 日一部改正

平成 3 年 5 月 14 日一部改正

平成 11 年 3 月 6 日一部改正

平成 15 年 1 月 11 日一部改正

平成 15 年 5 月 17 日一部改正

平成 24 年 5 月 19 日一部改正

平成 26 年 3 月 8 日一部改正

平成 30 年 1 月 13 日一部改正

平成 30 年 5 月 19 日一部改正

令和 2 年 1 月 11 日一部改正

令和 3 年 12 月 16 日一部改正